
監 査 委 員

27年監査公表第7号

平成26年度に執行した監査の結果（平成26年9月1日から平成26年10月31日までの執行分）に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、京都府知事及び京都府教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年6月2日

京都府監査委員	菅	谷	寛	志
同	渡	辺	邦	子
同	村	山	佳	也
同	井	上	元	

定 期 監 査

監査の結果

【部局別】**(1) 教育委員会**

府立園部高等学校（監査実施年月日：平成26年9月18日・10月28日）

（指摘）

物品が手続なく廃棄されていた事例が認められた。

（措置の内容）

当該物品の不用及び廃棄の決定を行うとともに、平成26年9月に開催した事務室会議において、会計規則等に基づく適正な事務処理について確認を行った。

また、担当者間で十分に連携して物品の点検と整理を実施するよう、全教職員に周知徹底を図った。

(2) 広域振興局

中丹広域振興局（監査実施年月日：平成26年10月7日～10日・29日）

（指摘）

行政財産の使用許可事務及び使用料の計算が適切に行われていない事例が認められた。

（措置の内容）

再計算を行い、正当な使用料により平成27年

1月21日付けで変更許可書を交付した。

また、再計算の結果生じた不足額44,640円については、同年2月18日に納入された。

今回の指摘を受け、根拠規程等の認識が不足していたことを反省するとともに、根拠規程等を十分に理解し、適正な事務処理に努めるよう改めて関係職員に周知徹底を図った。